

八峰町道路・河川等維持管理業務共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、町が発注する道路・河川等維持管理業務（以下「業務」という。）に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

(構成員数)

第3条 共同企業体の構成員数は、3以上5以内とする。ただし、脱退、除名その他の事由により構成員が2となる場合であって、契約担当者が残存構成員により業務を履行することができる認めるときは、2とすることができる。

(構成員の組合せ)

第4条 共同企業体の構成員の組合せは、次条の構成員の要件を満たす者による組合せとし、業務ごとに定めるものとする。

(構成員の要件)

第5条 共同企業体の構成員は、町の建設業者登録名簿で格付されている者とし、その他契約担当が必要として定める要件を満たす者とする。

(出資比率)

第6条 契約担当者は、共同企業体の構成員の出資比率について、均等割の10分の6を下限として定めるものとする。

(代表者)

第7条 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち最大の業務遂行能力を有するものとし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第8条 第5条の要件を満たすものによる自主結成とする。

(入札公告)

第9条 契約担当者は、共同企業体の結成を入札の参加要件とするときは、その旨及び構成員の要件等に関する事項その他入札に関する事項を明示して公告するものとする。

(資格審査)

第10条 入札に参加しようとする共同企業体は、公告で指定する期日までに次の書類を提出するものとする。

一 共同企業体入札参加資格審査申請書（様式－管理JV1号）

二 共同企業体協定書（様式－管理JV2号）

（存続期間）

第11条 共同企業体の存続期間は、入札の結果、八峰町が契約を締結した共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約企業体の存続期間は、契約に係る対象業務の完了後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該業務につき瑕疵担保責任がある場合には、解散時における各構成員は連帯してその責任を負うものとする。

（共同企業体編成表）

第12条 契約企業体は、契約を締結したとき又は構成員の変更があったときは、速やかに、共同企業体編成表（様式－管理JV3号）を提出しなければならない。

（構成員の変更等）

第13条 契約担当者は、契約企業体が、その構成員が脱退、除名その他の事由により2となるため、新たな者を構成員として加えようとするときは、当該契約企業体に対し、承認申請書（様式－管理JV4-1号）を提出させるものとする。

2 契約担当者は、第3条ただし書の規定による承認をしようとするときは、契約企業体に対し、業務の計画書その他の構成員が2であっても業務を履行することができることを確認するための書類を提出させるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

(様式-管理JV1号)

道路・河川等維持管理業務共同企業体入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

契約担当者

共同企業体の名称

代表者の所在地
商号及び代表者

印

構成員の所在地
商号及び代表者

印

構成員の所在地
商号及び代表者

印

八峰町が発注する次の委託業務に参加したく、道路・河川等維持管理業務共同企業体取扱要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請の日から同要綱第11条に規定する存続期間が終了するまでの間、次の権限を当共同企業体の代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

業務名称：

委任事項

- 1 委託業務の遂行に関し、当企業体を代表して八峰町と折衝する権限
- 2 委託業務の入札及び見積もりに関する一切の権限
- 3 委託業務代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限
- 4 その他委託業務の遂行に関する諸届け及び諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

(様式-管理JV2号)

道路・河川等維持管理業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、道路・河川等維持管理業務（以下「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当企業体は、〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を（所在地）に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、（年 月 日）に成立し、業務の委託契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地（所在地）

商号（商号）

代表者（代表者氏名）

所在地（所在地）

商号（商号）

代表者（代表者氏名）

所在地（所在地）

商号（商号）

代表者（代表者氏名）

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、（所在地）（商号）（代表者氏名）を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、八峰町と折衝する権限並びに入札書及び見積書の提出、受託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、業務について、八峰町と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

2 金銭以外の出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、(金融機関名)とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、八峰町及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務期間途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員の数が2となるため、発注者から、新たな者を構成員として加えることの承認を得られた場合又は残存構成員により業務を履行することの承認が得られなかった場合を除き、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合における各構成員の出資割合は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりする。
 - ① 新たな者を構成員として加える場合新たな構成員にあつては脱退した者が有していた出資の割合、その他の構成員にあつては従前の出資の割合
 - ② 残存構成員により業務を履行する場合脱退した者が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを従前の出資の割合に加えた割合
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。この場合において、決算の結果、欠損金を生じた場合にはその返還額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりする。
 - ① 新たな者を構成員として加えた場合脱退した構成員の出資金から、当該構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を新たな構成員との履行期間に応じた割合により分割した金額を控除した額。
 - ② 残存構成員により業務を履行する場合脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、業務につき瑕疵があったときは、解散時における各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(所在地) (商号) (代表者氏名)、他〇名は、上記のとおり道路・河川等維持管理業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書(構成員数+1)通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持する他、入札参加資格審査申請書に1通添付するものとする。

(年 月 日)

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

令和 年 月 日

契約担当者

八峰町長 様

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

共同企業体構成員の脱退（除名）及び加入について（申請）

このことについて、次のとおり実施したいので八峰町道路・河川等維持管理業務共同企業体取扱要綱第13条により、関係書類を提出しますので、承認して下さるようお願いいたします。

- 1 委託番号、委託名 ○○○○-○○ 道路・河川等維持管理業務委託
- 2 委託箇所 八峰町全域
- 3 脱退（除名）する構成員

構成員の所在地

商号及び代表者

- 4 加入する構成員

構成員の所在地

商号及び代表者

- 5 添付書類

- ・運営委員会において、構成員を脱退（除名し）、及び共同企業体への加入を承認した書類
- ・加入する構成員の建設業許可通知書の写し、配置予定技術者の資格（様式-管理2号）及びその添付書類

令和 年 月 日

共同企業体の名称
代表者の所在地
商号及び代表者 様

契約担当者

八峰町長

共同企業体構成員の脱退（除名）及び加入について（通知）

令和〇〇年〇月〇日付けで申請のあったことについては、次のとおり承認します。

- 1 委託番号、委託名 〇〇〇〇-〇〇 道路・河川等維持管理業務委託
- 2 委託箇所 八峰町全域
- 3 脱退（除名）する構成員

構成員の所在地
商号及び代表者

- 4 加入する構成員

構成員の所在地
商号及び代表者